

## 鶴見区制 90 周年記念関連事業の認定及び共催に関する取扱要綱

平成 28 年 9 月 23 日施行

### (目的)

第 1 条 この要綱は、鶴見区制 90 周年を区民全体で祝い、「鶴見」の歴史を再確認し、未来の「鶴見」を創る契機として記念事業を実施し、鶴見らしさの掘り起こしと地域力の向上による賑わいづくりにつなげていくため、鶴見区又は鶴見区制 90 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催する事業以外で、実行委員会が認めた市民活動団体等公益性を有する団体及び企業等（以下「団体等」という。）が行う鶴見区制 90 周年を祝うための事業を、鶴見区制 90 周年記念関連事業（以下「関連事業」という。）として認定し、又は共催することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (関連事業の種類)

第 2 条 関連事業とは、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する事業その他これらに類する事業で、実行委員会が前条の趣旨に鑑みて認めたものをいう。

2 前項の関連事業は、鶴見区制 90 周年記念認定事業（以下「認定事業」という。）又は鶴見区制 90 周年記念共催事業（以下「共催事業」という。）とする。

### (認定又は共催の対象)

第 3 条 認定又は共催の対象となる事業は、次の各号全てに該当するものとする。ただし、共催事業にあつては、横浜市又は鶴見区他の制度による補助又は助成等を受けていない事業とする。

(1) 鶴見区制 90 周年を盛り上げるため、区民が主体となり企画・運営し、又は実施する事業

(2) 平成 29 年 1 月 1 日以降に開始し、平成 29 年 12 月 31 日までに終了する事業

2 前項第 1 号の「区民」には、鶴見区民に限らず、地理的又は歴史的に鶴見区と深いかかわりのある団体等も含めるものとする。

(適用除外)

第4条 この要綱は、団体等の構成員のみを対象とする事業、特定の政治活動、宗教的活動に関する行事又は専ら営利を目的とする事業については適用しない。

2 この要綱は横浜市が主催する事業には適用しない。

(認定又は共催の内容)

第5条 関連事業としての認定又は共催の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 認定事業については、鶴見区制90周年記念の名称及びロゴマークの使用承認、並びに鶴見区による広報の協力

(2) 共催事業については、前号に定めるほか、事業の内容に応じた会場の提供及び補助金の交付

2 前項第1号の規定によるロゴマークの使用にあたっては、別に定める鶴見区制90周年ロゴマーク使用取扱要綱及び鶴見区制90周年ロゴマーク使用ガイドラインを遵守するものとする。

(補助対象経費)

第6条 前条第1項第2号の補助金の対象は、次のとおりとする。

(1) 報償費

(2) 旅費(出演者は原則として日帰りとし、交通費は10,000円を上限とする。ただし出演者等が事業の中心的な役割を担う場合はこの限りでない。)

(3) 需用費(印刷製本費、消耗品費等)

(4) 役務費(郵送料、傷害保険料等)

(5) 広報費(ポスター・チラシ、ホームページ作成費等)

(6) 委託料(申請した事業を、第三者に一括して委託することはできない。)

(7) 会場、物品等の使用料及び賃借料

(8) その他、実行委員会が認めた経費

(補助金額)

第7条 第5条第1項第2号の補助金の交付額は、予算の範囲内で前条に規定する補助対象経費の2分の1を限度とし、かつ1事業10万円を上限として、鶴見区制90周年記念事業実行委員会委員長(以下「実行委員長」という。)が決定する。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(認定又は共催の申請)

第8条 関連事業の実施を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、鶴見区制90周年記念関連事業認定(共催)申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 関連事業に関する事業計画書
- (2) 関連事業に関する収支予算書
- (3) 実施団体等の規約類。構成員名簿
- (4) その他必要と認める書類

(認定又は共催の決定)

第9条 前条の申請書の提出があったときは、別に定める鶴見区制90周年記念関連事業における認定及び共催の審査に関する取扱要領により設置される、審査幹事会において審議し、審査幹事会は、審議結果を実行委員長に報告し、承認を得るものとする。

2 申請者に対しては、鶴見区制90周年記念関連事業認定(共催)決定通知書(様式第2号)により通知する。

(事業内容の変更)

第10条 前条の規定により通知を受けた者(以下「実施者」という。)が、申請内容を変更する場合には、鶴見区制90周年記念関連事業内容変更申請書(様式第3号)を、速やかに実行委員長に提出するものとする。ただし、変更の内容が軽易なものの場合には、この限りでない。

2 実行委員長は、前項の書類の提出を受けたときは、実施者に対し鶴見区制90周年記念関連事業認定(共催)変更決定通知書(様式第4号)により通知する。

(実施報告書の提出)

第11条 実施者は、関連事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日までに、鶴見区制90周年記念関連事業実施報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、実行委員会委員長に提出しなければならない。ただし、認定事業については、次の領収書等経費の支出を証する書類の写しの提出については省略することができるものとする。

- (1) 関連事業に関する事業報告書

- (2) 関連事業に関する収支決算書
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (4) その他必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第 12 条 実行委員長は、第 5 条第 1 項第 2 号において定める補助金について、前条の実施報告書を受領したときは、内容等を十分に審査して補助金額を確定し、実施者に対し鶴見区制 90 周年記念関連事業補助金額確定通知書(第 6 号様式)を交付する。

(補助金の交付)

第 13 条 実行委員長は、実施者が提出する補助金請求書(様式第 7 号)に基づき、事業完了後、補助金を交付するものとする。ただし、必要と認められるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 概算払を受けた実施者は、第 11 条の実施報告書提出後、10 日以内に概算払金精算書(様式第 8 号)により、精算しなければならない。

(認定又は共催決定の取消し)

第 14 条 実行委員長は、実施者が認定又は共催内容を関連事業以外に利用し、又は関連事業の決定に関して付した条件に違反したときは、認定又は共催決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 実施者に対しては、鶴見区制 90 周年記念関連事業認定(共催)取消決定通知書(様式第 9 号)により通知する。

(補助金の返還)

第 15 条 実行委員長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、関連事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 実行委員長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第 16 条 実施者は、補助金の返還を決定され、もしくは第 13 条第 2 項の精算を行わなければならない場合で、これを納期日までに納付、精算しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、実行委員長は、やむを得ない事情があると認めたときは延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(調査等)

第 17 条 実行委員長は、実施者に対して関連事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができるものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、認定又は共催に関し、必要な事項は実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、平成 30 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。